

第三者評価結果

事業所名：藤沢市立藤沢保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>藤沢市保育所における全体的な計画は「児童憲章」「児童福祉法」「保育指針」の趣旨を捉え、園長会が中心になって藤沢市の公立保育所共通の保育理念、及び保育方針、保育目標が作成されています。園は地域性や家庭の状況を背景に「心も身体も健やかな子」を園目標としています。園目標を基に「今年の保育」が作成され健康保育、交流保育、自然保育が示されています。園目標は年度後半に全職員による振り返りアンケートを行いチーフ会で案を作成し、年度始めの職員会で確認決定をしています。全体的な計画の見直しは公立保育所各園で評価を行い、園長会で内容を共有して見直しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各クラスに温湿度計を設置し適切な温湿度を維持、記録しています。換気はコロナ禍でもあり、1日の中で定期的に換気時間を放送で知らせて行っています。保育室、トイレ等の日々の清掃、衛生点検を記録し安全で清潔な環境に努めています。寝具は通気性があり洗濯可能な新しい素材の布団への切り替え予定となっています。保育室は築年数も経っていますが限られたスペースを最大限工夫し、子どもの姿に応じて玩具入れの高さを変えたり、ロッカー、衝立を利用して少人数でくつろげる空間や遊び込めるコーナーを作っていますが、改修の検討も必要になってきています。0歳児は個々の発達によって生活リズムが違うので、午前寝が安心してできるようなコーナーを工夫し、スライド式の衝立も使って遊びや生活の空間づくりをしています。家具の角にクッション材を用い段差はマット等を設置し安全にも配慮しています。子どもが心地よく生活できるよう環境を工夫し整備を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの生活記録や発達過程、家庭環境等は入園面接時に保護者から聞き取り、個人差を十分に把握して保育を行っています。自分を表現する力が十分でなく配慮が必要な子どもに対して子どもの状態に合わせた遊びをする等子どもの気持ちに寄り沿った保育を行っています。特に乳児クラスは担当制保育を行い、生活リズムの把握や表情やしぐさで気持ちを受容し応答的な保育を心がけ、一人ひとりの子どもが安心して自分の気持ちを表現出来る保育となっています。子どもに対して分かりやすく穏やかで、せかす言葉や制止する言葉を不必要に使用しないように職場研修、人権チェックや朝礼で職員に周知しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「藤沢市保健指針」や各クラスの年間計画を基に、子どもの発達状況に沿って基本的な生活習慣が身につくよう、さりげない援助や声掛けに配慮しています。個人マークを使って自分の物の場所を分かりやすくし、絵カードやイラストで示す等、視覚的にも伝え、子どもが自分でやろうとする気持ちを何より大切にしています。トイレトレーニングや着脱、食事マナー等は家庭と連携を取り進めています。特に乳児は安定した生活リズムが個々によって違うので活動と休息のバランスが保たれるように生活空間を工夫しています。幼児クラスでは各年齢に手洗いやうがいの仕方等の健康に関する習慣が身につくようイラストの掲示や健康集会なども行っています。挨拶等は職員が率先して言葉に出しています。基本的な生活習慣が自然に身につくよう環境の整備、援助を行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 年間計画を基に各年齢の発達状態に合わせ、子どもたちが主体的に興味や関心を持って意欲的に遊べるための環境整備をしています。園庭やホールはそれぞれの優先日を決めてリズム遊び、運動遊び、固定遊具等、広々とした空間で全身を使って遊んでいます。子どもたちの発想や興味を受け止め、主体的な遊びに発展できるよう夏祭り、水族館ごっこ、虫の折紙展示会（虫祭り）等が行われています。その中で友だちと協力しあう経験も出ています。幼児クラスでは散歩、遠足、交通安全教室等で公共のルールやマナーが身につくようにしています。用務員の指導で園庭で夏野菜の水やり等の世話もしています。廃材を利用した自由発想の制作や他児と協力した制作物等に目をキラキラさせて取り組む等、主体的に活動できる環境を整えた保育を展開しています。地域交流や世代間交流なども行っていますが、感染症予防を行いながら実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 「乳児保育」のマニュアルを基に、0歳児が安心して過ごせ保育士等とアタッチメント（愛着関係）が持てるように担当制保育を行っています。子どもの表情を大切に子どもの要求や思いを受け止めて言葉をかけ、関わりを持ち、情緒の安定に繋がっています。生活リズムが個々に違うため、午前睡ができる場所や生活できる場を工夫し整備しています。0歳児の興味関心の発達に合わせ、音の玩具、動く玩具、絵本等を用意し、自由に取らせるような位置に置かれています。触れ合い遊びやハイハイや歩行等で体を沢山動かせるような遊びも多く取り入れています。食事面では発達に合わせた椅子や食具を用意し、家庭、調理員と連携をとりつつ段階的に離乳食の提供をしています。連絡帳や送迎時のやり取りで家庭と連携を取りながら安心して園生活を送れるように保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 甘えたい気持ちと自我の芽生えが出てくる時期なので一人ひとりの子どもの状況に合わせて気持ちを尊重する保育を行っています。友だちとの関わりの中で言葉が十分でなく、手が出てしまう場面も生じるため、保育士がその思いを受け止めて言葉にし、関わりを仲立ちをしています。保育室ではコーナー作りを工夫し、玩具は自分で遊びたいものを出せるようになっています。廊下の一部に工夫してコーナーを作ったり、クッション材を敷いて落ち着いて遊べるようにしています。活動に応じて探索活動が出来るよう、少人数ごとにテラスやホール、多目的室で運動遊びを行い、また、感触遊びや指先を使った遊びなど発達や興味に合わせた遊びも多く取り入れています。園庭で草花や虫探し、異年齢との触れ合い、用務員と野菜育て等、様々な人との関わりを広げています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児クラスの保育は子ども同士のやり取りも盛んになり、保育士が仲立ちとなってまごことや塗り絵、ブロック、三輪車、ぽっくり等の遊びが盛んです。楽しいと感じる活動を多く取り入れ周囲への関心を広げています。4歳児クラスは子どもたち自身が活動の準備に取り組む楽しさや頑張る気持ちが出て、大縄跳びやルールあるゲーム遊びも盛んです。5歳児は子どもたちの意見や発想を基に、運動会や夏祭りなどの大きな行事に向けた協同的な活動や皆で話し合って役割分担する場面もあります。ドッチボール、トランプ、かるた等のゲームやカプラ、ラキュー、レゴ、廃材を使った制作等を自由時間に楽しんでいます。就学に向けて時計を意識し、散歩を通して交通ルールを学んでいます。幼児全体で異年齢保育も計画的に取り組んでいます。各クラスの取組は懇談会や面談で伝え、活動内容を日々クラスボードに掲示して保護者と共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園は築年数がたっており、障がいのある子どもの受け入れではスロープの工夫をしています。クラスの指導計画と連動して障がいのある子や気になる子の個別指導計画を作成しています。対応の職員がつき、クラスの活動によっては、その時の子どもの様子で他の遊びや職員と1対1の保育を行う時もあります。保護者と日々連絡をとりながら対応方法を連絡し合い、年2回面談も行っています。発達コーディネーターを中心に課題や指導方法の助言を受ける体制ができています。職員は県立こども医療センターや市民病院等の専門機関、嘱託医、保健師との連携や保護者から必要な知識や情報を受けています。さらにこれから医療的ケア児の受け入れを進めるための研修を受講しています。障がい児保育を実施していることは、公立保育園としてホームページで周知しています。行事、保育参加の場面や懇談会での自己紹介等を通じて他の保護者の理解に繋がっています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 定員も多く、駅に近いため在園時間の長い子どもが多い事を考慮し保育に配慮しています。早朝保育の登園開始後は乳児、幼児クラスに別れ、時間と共に各クラスで受け入れを行っています。夕方の延長保育でも同様に各クラスの保育から時間と共に全クラス一緒に保育形態となり、18時半から合同保育を行っています。乳児は極力ゆったりと穏やかに過ごせるように床にクッションフロアを敷いて保育士と関わり、幼児は机と椅子のコーナーを設定して座ってじっくり遊び込めるようにする等、年齢の異なる子どもと一緒に過ごせるように環境を工夫しています。18時以降の降園児にはせんべい、ビスケット等と麦茶の補食を提供しています。延長保育は時間によって職員配置が変わるため、保育士間の引き継ぎは連絡ノート、お便り帳を活用して引き継ぎ漏れの無いように確認し、保護者に連絡事項を伝え、翌日保護者と再確認をしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 小学校との連携、就学を見通した「藤沢市保育計画」の中に“小学校との連携”の項目があり、これに基づいて連携しています。「小学校交流計画」が年度ごとに作成され、年度前半に小学校の外周の散歩、後半は小学校訪問を計画し学校の生活に見通しが持てる機会としています。5歳児年間計画4期では就学に向けて文字や数字に興味をもてる活動や時間を意識出来るように時計にマークをつけて時間が分かるようにしたり、活動の時間割やカレンダーに行事を書き入れ見通しが持てるよう表示したりしています。午睡時間も徐々になくし、小学校の生活にあわせてリズムを整えています。保護者が小学校の生活に見通しが持てるよう、懇談会で資料を配布し、学区別のグループワークなどを行っています。5歳児担当は近隣小学校との連携会議に参加して情報交換しています。担任は保護者と個人面談を行った後、保育所保育要録を作成し、園長が確認して小学校に持参しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 公立保育園共通の「保健指針」があり、嘱託医や保健師と連携して子どもの心身の発達や健康状態を把握しています。「保健年間計画」の“皆で築く・気づく 健やかな心と身体”の保健目標に具体的な活動が示されています。入園面接で生育歴、発達状況、既往症、予防接種の状況等を把握し、健康に関する方針や取組を説明しています。入園後は園だより、保健用掲示コーナーで感染症等の保健に関する情報提供をしています。登園時の視診や連絡帳でその日の子どもの健康状態を確認し、保育中に発熱や嘔吐等があった時や通院治療が必要な怪我が発生した時は保護者に連絡し状況に応じた対応をしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）防止の取組としてうつぶせ寝防止と睡眠時呼吸チェック表を用いて0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごと、2歳児は15分ごと、3歳以上は体調不良時に呼吸チェックを行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 嘱託医による健康診断、歯科健診は年2回、保健師による体重測定は毎月、身体測定は4ヶ月に1回、尿検査は年1回、視力検査（4、5歳児のみ）を年1回実施しています。それぞれの健診結果はその日のうちに結果票で保護者に伝えていきます。医師からの助言がある場合や受診が必要な場合は個別に伝え、専門医の受診を勧めています。園では健診結果を児童身体発育健康診断表や口腔検査票に記録し、保健師が結果の経過や推移を記録しています。健康診断や歯科健診の結果が保育に反映されるよう保健計画の具体的な取組として標語や集会を行っています。嘱託医による歯磨き指導、食生活を含めた内容の歯科教室を実施しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対し「藤沢市立保育園食物アレルギー対応の手引き」のマニュアルを基に受け入れ体制ができています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては入園面接で保護者からその状態を聞き取り、個別の対応を丁寧に行っています。アレルギー疾患の場合は医師からの診断書、指示書に基づいて面談を行い、子どもの状況の確認や除去食品の提供の仕方を説明し、同意の下でアレルギー食の提供を行っています。誤食を防ぐため提供前は調理員と担任で除去食品や名前の確認をし、色別のトレイと蓋つき食器で提供し、職員も傍に付いて誤食を防いでいます。年2回、保護者と面談を行い経過確認を行っています。職員は保健計画に基づいた食物アレルギーシミュレーション訓練や救命講習を受講しています。他の子どもや保護者には理解を図るための特別な取り組みはしていませんが他児から聞かれたときは説明をしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食事を楽しめることを目標に「食育年間計画」があり1年間を4期に分けて保育の計画に位置づけ、様々な取組をしています。乳児クラスでは担当保育士が言葉を添えながら離乳食の提供をしています。幼児クラスはグループごとに決まった席で落ち着いて食事がとれるようにしています。現在はコロナ禍で黙食、衝立などの対応をしています。食器は強化磁気食器を使用し材質や形に配慮しています。栽培し収穫した野菜で絵画やスタンプ遊び、カレー作り等をして苦手なものでも食べようとするきっかけとなっています。毎月19日は食育の日と掲げ、季節や行事食、伝統食のメニュー等を提供し食への関心を深めています。お皿のサイズを自分で選んだり、給食ムービーづくり等も行っています。日替わりメニューの献立表配布、レシピ紹介、展示食、試食会（入園時、3歳児）等家庭との連携を図っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>「調理業務マニュアル」「クッキングマニュアル」を基においしく安心して食事を提供できるよう献立、調理の工夫をしています。喫食状況の報告で食事量や好き嫌いの傾向を把握しています。残食の記録や検食簿、調査記録をまとめて献立作成に生かし、切り方や盛り付け、野菜の型抜き等調理の工夫もしています。行事食、クッキング保育だけでなく旬の食物や季節感のある食材に加え、地産地消の食材を取り入れた献立もあります。保育課の栄養士が定期的に巡回して各クラスの食事の様子を見たり、季節の食材や栄養の話等を子どもたちに伝えています。また保育士と調理員との話し合いも行われ、情報交換しています。調理員は「衛生管理マニュアル」により手洗い、消毒をはじめ月2回の検体検査、毎日の検温等の健康チェックを行っています。異物混入、アレルギー食の提供には特に注意を払っています。衛生管理体制も整備されています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは「家庭連絡表」で、幼児クラスは「おたより帳」を通して、その日の子どもの様子や健康状態を、園と保護者で登降園時に確認し合っています。「家庭連絡表」は、家庭からの欄と、保育園からの欄を分けて、保護者・保育士の双方で心身状況や子どもの様子などが分かりやすく記録されています。幼児クラスは「おたより帳」を通して、継続的に日々の成長やエピソード等を記録し、園生活の様子が伝わるよう努めています。また、子どもの小さな成長などを送迎時などに個別に口頭で伝えるようにしています。乳児については担当制保育を基盤にし、特定の保育士が発達過程や生活環境に合わせて関わり、1歳児まで継続しています。各クラスの取組は、1日の保育内容は「クラスボード」への掲示等で伝えています。クラス懇談会、保育参観は年2回以上行っています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との信頼関係を築けるよう日々のコミュニケーションを大切にしています。いつでも相談を受け付ける体制を整え、保護者にも伝えています。保護者とは情報を共有し、丁寧な対応を心がけ、子育ての心配を安心して話せるよう対応しています。個人面談は年1回以上で担任が主に行い、子どもの様子や成長についての共有、及び保護者の子育てに対する思いや願いを汲み取り、園と家庭が子どもの成長を喜びあい理解しあう場にはしています。内容については担任間で共有し、園長に報告し、児童票に記録しています。保護者の就労状況や健康状態、家庭の事情等は園長に相談する体制を取っています。状況や希望に応じて、随時相談が受けられるようにし、ケースに応じて園長や主任が対応して適切な支援が出来るよう努めています。内容によって園全体で対応を共有し、記録は全職員で共有できるようになっています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での状況について把握に努めています。入園面接時には「藤沢市保育計画」「児童虐待の対応」を基に、保育所の役割として虐待防止法を遵守する園規則を伝え、保護者に確認しています。虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で共有し、対応を協議する体制があります。受け入れ、着替え、身体測定のとときに子どもの身体状況を確認しています。朝の受け入れの時間は慌ただしいことが多いため、着替えの際に改めて詳細に虐待の兆候をチェックしています。虐待に限らず、小さな変化も園長に報告できるような体制を整えています。開園以来虐待が疑われる事例はありません。保護者への精神面等の支援やマニュアル、園長からの経験談や他園での事例研究など、園内研修を実施しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>職員は「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」を基に、定期的実践の振り返りを行っています。毎日の日誌の評価と反省を基に、毎月、クラス担当と担当主任との話し合いを通して、その月の振り返り（自己評価）を行い、次月の保育に繋げる計画を立て、活かす努力をしています。会議の中では、人権保育や気になる子への関わり方等、テーマを持って少人数で話し合い、子どもの内面理解と保育士のかかわりについて振り返ると共に、互いの保育観を知り、職員間の協働に繋がっています。今年度は職員は年度初めに園長と話し合って自己目標を立て「目標管理シート」を作成し、半期及び年度末に自己評価をして園長と面談し、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。今後、保育士等が行う保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行うことが期待されます。</p>	